

平成24年9月19日

株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請に関する意見書

全国銀行員組合連合会議

私たち全国銀行員組合連合会議（全銀連合）は、金融機関に働く者の生活の向上と金融産業の発展、社会的使命の達成に向けて、産業政策活動を中心に幅広い活動を展開しています。

さて、私たちは従来から、ゆうちょ銀行の新規業務等の参入に関する認可については、「民間金融機関とのイコルフッティングの観点から公正な判断が下されることが重要である」ことを強く主張してきました。

そのような中、本年4月に「郵政民営化法改正案」が成立し、日本郵政が保有する金融2社（ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険）の株式を「2017年9月までに全株処分する義務」から「できる限り早期に処分する」とした内容へと変わり、また、金融2社各々の株式が1/2以上処分された後には、新規業務の参入を現在の「認可制」から「届出制」に移行できることになりました。

これは、ゆうちょ銀行の新規業務規制を実質緩和したものであると考えており、「暗黙の政府保証」という後ろ盾を有する金融2社による民業圧迫懸念を一段と加速させるものとして捉えています。ゆうちょ銀行と民間金融機関が共存し、公正な競争条件を確保するためには、政府出資が存在する限りは「民業補完」という立場に徹するべきであります。

また、長年官業として培われてきた「ゆうちょブランドに対する安心」という国民の認識が未だに根強いなかで、ゆうちょ銀行の新規業務参入は、民間金融機関の収益機会を低減させ、延いては、民間金融機関の健全な経営を揺るがす大きな問題に発展する懸念があることを認識すべきであると考えます。

従って、今後、ゆうちょ銀行の新規業務参入については、民間金融機関との公正な競争条件の確保を前提に、その対応について慎重な審議を行って頂くようお願い申し上げます。

以 上